

令和元年度特定処遇改善加算計画について

NPO法人 障害者地域生活支援センターぴあ

1.対象事業所

- ①障がい者ヘルパーステーションぴあ三沢（事業所番号 0211500129）
- ②おおぞら（事業所番号 0221500010）

2.支給対象者 正職員

※特定相談支援事業は対象外サービスのため、専従者は対象外。介護・福祉職員でない事務職員は対象外。なお、産休・育休期間等休業期間は支給しない。

3.対象期間 令和元年10月～令和2年3月

4.賃金改善実施期間 令和元年10月～令和2年3月

（サービス提供期間と同じ期間。※従来の処遇改善手当の取り扱いと異なる。）

5.加算区分 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

（福祉専門職員配置等加算取得有。（生活介護、就労継続支援B型、共同生活援助）

6.改善方法及び金額

配分のルールに従い、aとbの2つのグループを設定する。

経験のある障害福祉人材（①）aグループの対象者は、11名。そのうち、年収が既に440万円を超えている者1名、及び今年度、育休で休業中の者1名に対しては、手当を支給しない。

手当支給者は9名。特定処遇改善手当 16,760円/月。賃金改善実施期間（令和元年10月～令和2年3月）の改善額は、100,560円。

他の福祉人材（②）bグループの対象者は、28名。そのうち、今年度、育休で休業中の者2名、及びパート職員19名に対しては手当を支給しない。

手当支給者は7名。特定処遇改善手当 8,380円/月。賃金改善実施期間（令和元年10月～令和2年3月）の改善額は、50,280円。

経験のある障害福祉人材（①）aグループの基準は、正職員で介護福祉士資格保持者又はサービス管理責任者として勤務する者とする。

7.職場環境等要件について

平成31年度処遇改善加算計画と同様。